

別表 2

犬をゆずりたい者の基準

- 1 申請した個人情報について犬を飼いたい者に提供できること。
- 2 犬のゆずり渡しに際しては、犬を飼いたい者と直接交渉を行い、自己の責任において決定できること。
- 3 ゆずり渡し後2週間以内にゆずり受けた犬に問題があり、犬を飼いたい者から返還の申し入れがあった場合には適切に応じることができること。
- 4 申請期間中でも新しい飼い主をさがす努力ができること。
- 5 行政が実施する飼養環境などの調査に全面的に協力できること。
- 6 犬のゆずり渡しに際して問題があったとき、或いはその動物により問題が起きたときも、当事者同士の話し合いで解決して、東大阪市に対して一切責任および賠償を問わないこと。